



災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の  
災害応急対策に関する協定

山形県知事（以下「甲」という）と社団法人山形県建設業協会長（以下「乙」という）とは、災害時における河川、道路、住宅等の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理する河川、道路、住宅等（以下「管理施設」という。）に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は土木部防災業務計画及び緊急点検・応急マニュアルに従い、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、別紙のとおりとする。

（業務の内容）

第3条 乙の会員が、土木部防災業務計画及び点検・応急マニュアルに基づき、自主的出勤の場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙の会員は業務実施区間の点検・応急対策を行うものとする。

また、その業務基準外にあっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ出勤を要請することができるものとする。

2 乙の会員は、業務実施区間において点検・応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。

3 乙は、あらかじめ管理施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条3項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、第3条3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じた時、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、土木部防災業務計画及び点検・応急対策マニュアルにより自主的に乙の会員が出動し、又は乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく当該の会員と工事請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、平成8年12月6日から平成9年3月31日までとする。  
ただし、前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のない時は、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとする。

(実施区間の特例)

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する区間以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(費用)

第9条 乙が土木部防災業務計画及び点検・応急マニュアルに基づき出動した場合は、その活動に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

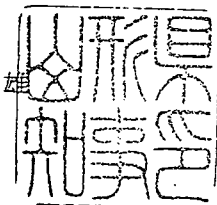
(その他)

第11条 この協定に定められない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成8年12月6日

甲： 山形県知事 高橋和雄



乙： 社団法人 山形県建設業協会  
会長 千歳 栄



(参考：第11条の協議により定める予定)

「災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定」  
(以下、災害応急対策協定という)の運用について

「災害応急対策協定」(平成8年12月6日締結)の運用について、以下の通りとする。

1. 業務の実施区間及び実施体制について(第2条、第3条第3項および第4条関係)

- ・ 県は、各施設毎に実施区間を協会に提示する。
- ・ 建設業協会は、提示された実施区間毎に、点検及び応急対策に必要な実施体制を定めて、会員の編成表及び連絡系統を、あらかじめ県に報告する。  
また、実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ会員の編成表毎に県に報告しておく。

2. 業務の実施、契約締結及び費用の支払いについて

- ・ 第3条第1項、同条第2項及び第5条については、県は各公所長、建設業協会は各支部長が、それぞれ協定者に代わって対応するものとする。

3. 契約については、実施される業務が、この協定、「山形県土木部防災業務計画」及び「点検

- ・ 応急マニュアル」に基づく業務であり、緊急かつ迅速な対応が必要である事から、随意契約により対応する。

4. 費用について

- ・ 緊急点検の費用については、標準体制を以下の通りとして見積もる事とする。

\*構成(1班あたり)

- ・ 車両 ライトバン(1500cc)
- ・ 点検者 一般世話役 1人
- ・ 運転者 一般運転者 1人

\*業務基準

- 点検報告 1時間
- 準備、後処理 1時間 計2時間
- 点検時の運転速度は、30km/Hを標準とする。

- ・ 応急対策については、「点検・応急マニュアル」に基づく設計積算とする。

5. 適応範囲について

- ・ 第1条により適応範囲は、「地震、大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生により・・・」としているが、現段階で「山形県土木部防災業務計画」及び「点検マニュアル」が、震災対策だけが策定されている状況であり、建設業協会の会員による自主的出動は地震時のみとなるが、県による要請出動の場合は、あらゆる状況に対応するものとする。

# 災害時における山形県企業局所管の広域水道 及び工業用水道の災害応急対策に関する協定

山形県企業管理者（以下「甲」という。）と社団法人山形県建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における広域水道及び工業用水道施設の災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理する広域水道及び工業用水道施設（以下「管理施設」という。）に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は甲が定める緊急点検・応急復旧マニュアルに従い、乙の会員による必要な建設機材、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を期することを目的とする。

## （業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、別紙のとおりとする。

## （業務の内容）

第3条 乙の会員が、点検・応急復旧マニュアルに基づき自主的に出動した場合は、甲からの要請があつたものとみなし、乙の会員は業務実施区間の点検・応急対策を行うものとする。  
また、その業務基準外にあつても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ出動を要請することができるものとする。  
2 乙の会員は、業務実施区間において点検・応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。  
3 乙は、あらかじめ管理施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

## （業務の実施体制）

第4条 前条第3項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統によるものとする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

## （建設資機材等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。  
2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は、建設資機材等の現状について甲から特に報告を求められたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

## （契約の締結）

第6条 甲は、点検・応急復旧マニュアルにより自主的に乙の会員が出動し、又は乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく当該の会員と契約を締結するものとする。

## （有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のない時は、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとし、以後もまた同様とする。

## （実施区間の特例）

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する区間以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

## （費用）

第9条 乙が点検・応急復旧マニュアルに基づき出動した場合は、その活動に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙に支払うものとする。

## （損害の負担）

第10条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害が発生した場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

## （その他）

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

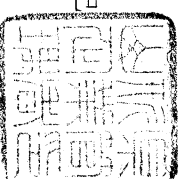
## 附 則

1 山形県企業局及び社団法人山形県建設業協会が平成16年4月1日付けで締結した災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の災害応急対策に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。  
2 本協定は、協定締結日から施行する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成19年 3月22日

甲 山形県企業管理者 本 間 正 巳



乙 社団法人山形県建設業協会 会 長 升 川



## 災害時における山形県管理の漁港の災害応急対策に関する協定

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課長（以下「甲」という。）と社団法人山形県建設業協会鶴岡支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における県管理の漁港施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理を所管する漁港施設に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は緊急点検・応急マニュアルに従い、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、点検及び応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧並びに社会貢献活動に期することを目的とする。

### （業務の実施対象施設）

第2条 業務の実施対象施設（以下「業務対象施設」という。）は、鶴岡市に所在する県が管理する漁港施設とする。

### （業務の内容）

第3条 乙の会員が、点検・応急マニュアルに基づき、自主的出勤の場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙の会員は業務対象施設の点検及び応急対策を行うものとする。

また、その業務基準外であっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ出勤を要請することができるものとする。

- 乙の会員は業務対象施設において点検及び応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。
- 乙は、あらかじめ業務対象施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 前条第3項に基づき乙が報告する業務対象施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。また、年度当初の実施体制を毎年4月末日まで甲に提出するものとする。

- 大規模災害時に対応するため、業務対象施設ごとの実施体制にかかわらず災害応急対策を実施する会員ごとの編成表も併せて報告する。

### （建設資機材等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。

- 乙は、前項で報告した内容に変更を生じたとき、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

### （契約の締結）

第6条 点検・応急対策マニュアルにより自主的に乙の会員が出勤し、又は甲が乙の会員に出勤を要請したときに要する緊急点検の費用については、原則として乙が負担するものとする。また、甲の要請により乙の会員が応急対策を実施したときは、甲は遅滞なく乙の会員と工事請負契約を締結するものとする。

### （有効期限）

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。  
2 前項に規定する期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、期間満了の日の翌日から1年間についてこの協定を更新するものとする。また、その後においても、同様とする。

### （実施対象施設の特例）

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する施設以外に出勤を要請した場合は、特別な理由がないかぎり、これに応じるものとする。

### （費用）

第9条 乙の会員が点検・応急マニュアルに基づき出勤した場合において、その応急対策に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙の会員に支払うものとする。

### （損害の負担）

第10条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

### （その他）

第11条 この協定に定められない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

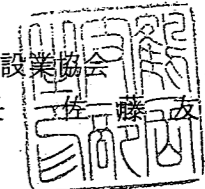
この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成20年2月29日

甲：山形県庄内総合支庁産業経済部  
水産課長 樋田陽治



乙：社団法人 山形県建設業協会  
鶴岡支部長



## 災害時における山形県管理の漁港の災害応急対策に関する協定

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課長（以下「甲」という。）と社団法人山形県建設業協会酒田支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における県管理の漁港施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理を所管する漁港施設に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は緊急点検・応急マニュアルに従い、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、点検及び応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧並びに社会貢献活動に期することを目的とする。

### （業務の実施対象施設）

第2条 業務の実施対象施設（以下「業務対象施設」という。）は、酒田市及び遊佐町に所在する県が管理する漁港施設とする。

### （業務の内容）

第3条 乙の会員が、点検・応急マニュアルに基づき、自主的出動の場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙の会員は業務対象施設の点検及び応急対策を行うものとする。

また、その業務基準外であっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ出動を要請することができるものとする。

2 乙の会員は業務対象施設において点検及び応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。

3 乙は、あらかじめ業務対象施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 前条第3項に基づき乙が報告する業務対象施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。また、年度当初の実施体制を毎年4月末日まで甲に提出するものとする。

2 大規模災害時に対応するため、業務対象施設ごとの実施体制にかかわらず災害応急対策を実施する会員ごとの編成表も併せて報告する。

### （建設資機材等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じたとき、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

### （契約の締結）

第6条 点検・応急対策マニュアルにより自主的に乙の会員が出動し、又は甲が乙の会員に出動を要請したときに要する緊急点検の費用については、原則として乙が負担するものとする。また、甲の要請により乙の会員が応急対策を実施したときは、甲は遅滞なく乙の会員と工事請負契約を締結するものとする。

### （有効期限）

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、期間満了の日の翌日から1年間についてこの協定を更新するものとする。また、その後においても、同様とする。

### （実施対象施設の特例）

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する施設以外に出動を要請した場合は、特別な理由がないかぎり、これに応じるものとする。

### （費用）

第9条 乙の会員が点検・応急マニュアルに基づき出動した場合において、その応急対策に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙の会員に支払うものとする。

### （損害の負担）

第10条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

### （その他）

第11条 この協定に定められない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成20年2月29日

甲：山形県庄内総合支庁産業経済部  
水産課長 樋田 陽



乙：社団法人山形県建設業協会  
酒田支部長 高橋 幸雄



## 災害時における応急対策業務に関する協定

国土交通省東北地方整備局（以下「甲」という。）並びに東北6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）及び仙台市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、（社）日本土木工業協会東北支部（以下「丙」という。）と次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲又は乙が管理若しくは工事中の施設が、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により被災したときに丙が実施する業務の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設（以下「所管施設」という。）における災害発生箇所とする。

### （業務の内容）

第3条 甲又は甲の所掌する事務所等の長は、甲の所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、丙の会員に出動を要請することができるものとし、出動を要請したときには、速やかに要請内容を丙に連絡するものとする。

2 丙の会員は、前項に定める要請があったときは、速やかに要請内容を丙に報告するとともに、できる限り速やかに甲の所管施設の被災状況を把握し、甲又は甲の所掌する事務所等の長の指示により業務を実施するものとする。

3 乙は、乙の所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、甲を通じて丙の会員の出動を丙に要請することができるものとする。

4 丙の会員は、前項に定める要請があったときは、できる限り速やかに乙の所管施設の被災状況を把握し、乙又は乙の所掌する地方機関の長の指示により業務を実施するものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 丙は、業務を早急に実施できるよう前もって必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及び動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

2 前項に基づき丙が甲に報告する実施体制は、丙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、丙は実施体制に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、甲の所掌する事務所等の長及び乙に第1項に基づく実施体制を通知しておくものとする。

(建設資機材等の報告)

第5条 丙は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、速やかにその資料を甲に提出するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲又は甲の所掌する事務所等の長が丙の会員に出動を要請したときは、甲又は甲の所掌する事務所等の長は丙の当該会員と工事請負契約を速やかに締結するものとする。

2 乙が甲を通じて丙の会員の出動を丙に要請したときは、乙又は乙の所掌する地方機関の長は丙の当該会員と工事請負契約を速やかに締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

第8条 第2条に規定する範囲以外に特に必要として甲又は甲の所掌する事務所等の長が丙の会員に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、丙の会員はこれに応じるものとする。

2 第2条に規定する範囲以外に特に必要として乙が甲を通じて丙の会員の出動を丙に要請した場合は、特別な理由がない限り、丙及び丙の会員はこれに応じるものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い甲、甲の所掌する事務所等の長、乙、乙の所掌する地方機関の長、丙又は丙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は建設資機材等の損害が生じた場合には、丙又は丙の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に係るものについては甲又は甲の所掌する事務所等の長に、乙に係るものについては乙又は乙の所掌する地方機関の長に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲、甲の所掌する事務所等の長、乙又は乙の所掌する地方機関の長と、丙又は丙の会員が協議して定めるものとする。

(その他)

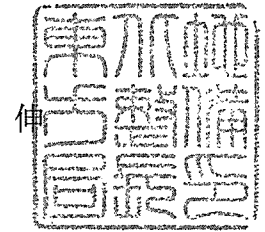
第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。



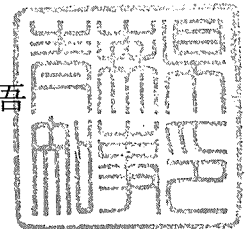
この協定の証として、本書9通を作成し、それぞれ甲、乙及び丙が捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年2月19日

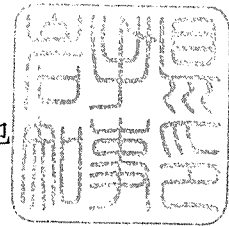
甲 国土交通省 東北地方整備局  
局長 坪香



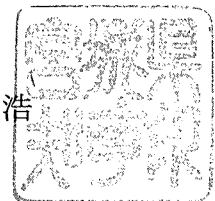
乙 青森県  
知事 三村 申吾



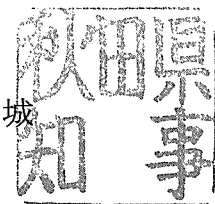
岩手県  
知事 増田 寛也



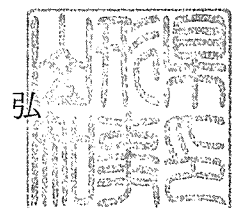
宮城県  
知事 村井 嘉浩



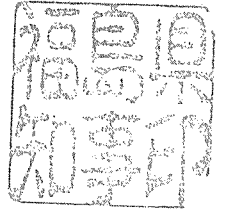
秋田県  
知事 寺田 典城



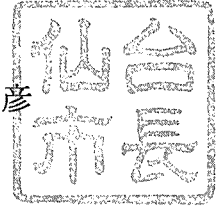
山形県  
知事 齋藤 弘



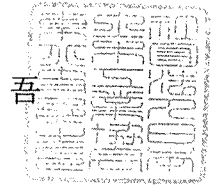
福 島 県  
知 事 佐 藤 雄 平

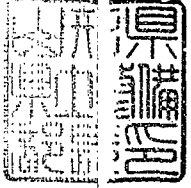


仙 台 市  
市 長 梅 原 克 彦

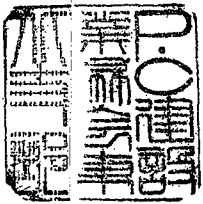


丙 社団法人 日本土木工業協会 東北支部  
支 部 長 赤 沼 聖 吾





# 大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定



平成28年3月

山形県県土整備部

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部

## 大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定

山形県県土整備部長（以下「甲」という。）と一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部長（以下「乙」という。）は、災害時に乙が実施するプレストレスト・コンクリート構造物等の応急対策業務の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震、台風、大雨等の異常な自然現象による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、甲が所管するプレストレスト・コンクリート構造物等が被災、又は被災するおそれが生じた場合、乙が実施する応援に関し必要な事項を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （応援の要請）

第2条 甲は、大規模災害時において、甲が行う業務の範囲で対応することが困難となり、乙の応援が必要と認められるときは、乙に対し応援を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り応じるものとする。

### （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるいずれかとする。

- (1) 緊急点検
- (2) 応急対策の検討及び工事
- (3) その他必要と認められる事項

2 乙は、応援を完了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

### （応援の実施体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援の要請、実施及び報告に係る実施体制を定め、毎年4月末日までに報告するものとし、変更が生じた場合には、速やかに報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 第3条第1項第1号の緊急点検に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。  
また、第3条第1項第2号及び第3号の応急対策等に要する経費は、原則として甲が負担するものとする。

### （損害の負担）

第6条 応援の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした

場合には、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置について、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて応援に従事した者が、作業中において負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

2 本協定を円滑に実施するために、別途運用細目を定めるものとする。

付則

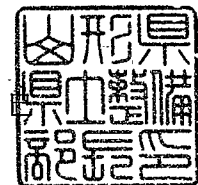
1 本協定は、平成28年3月22日より効力を生ずる。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月22日

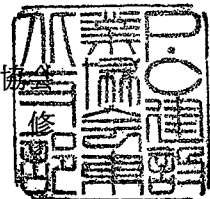
甲 山形県県土整備部長

上坂克



乙 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会  
東北支部長

森島



# 「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」 運用細目

標記協定に基づき、円滑な応援の実施を図るために以下の運用を定める。

## 1 協定第1条『目的』

(1) 「プレストレスト・コンクリート構造物等」とは以下の構造物をいう。

- 1) 橋梁
- 2) スノーシェッド
- 3) ロックシェッド
- 4) その他、必要と認められる構造物

## 2 協定第2条『応援の要請』

(1) 甲は、乙に応援を要請するときは、電話等で要請した後、速やかに別添様式1を提出する。なお、大規模災害の発生により甚大な被害が想定されるが、甲からの応援要請がない場合は、乙は甲に対し応援の要否について、確認するものとする。

(2) 乙は、応援を要請されたときは、出動する会員を調整し甲に電話等で報告した後、速やかに別添様式2により報告する。また、出動する会員は、総合支庁建設部又は出先機関に電話で連絡し、応援の実施に係る個別調整を行う。

(3) 災害の状況により、乙が十分な実施体制が組めない場合は別途協議する。

## 3 協定第3条第1項『応援の内容』

(1) 緊急点検は、甲が通行の可否等の迅速な判断を行うために必要な資料の情報収集とし、目視による被害状況調査、写真撮影及び報告書作成とする。

(2) 緊急点検は、乙の行う社会貢献活動であることを理解し、応援の内容が過度にならぬよう十分配慮する。

(3) 応急対策は、緊急輸送道路の早期啓開や孤立集落の解消等のため応急的に必要な対策とする。

## 4 協定第3条第2項『応援の完了』

(1) 乙の会員は、緊急点検の結果を、逐次、総合支庁建設部又は出先機関に別添様式4により直接報告するものとし、通行止めなど早急な対応が必要な場合は、電話等で速やかに報告する。

- (2) 乙は、応援を完了したときは、別添様式3及び様式4を速やかに甲に提出する。甲は、乙から提出のあった別添様式3及び様式4を総合支庁建設部又は出先機関に送付する。
- (3) 乙の会員は、本協定に基づいて実施した活動実績の証明が必要な場合には、別添様式5を総合支庁建設部又は出先機関に提出し証明を受けるものとする。

#### 5 協定第4条『応援の実施体制』

- (1) 乙は、甲と協議のうえ、4地域ごとに応援を担当する会員をあらかじめ定めておくものとする。なお、本協定の事務の窓口は、甲は山形県県土整備部管理課に、乙は一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部事務局とする。

#### 6 協定第5条『経費の負担』

- (1) 応急対策の検討や工事などが必要と認められる場合は、その経費の負担について、総合支庁建設部又は出先機関と乙の会員との間で遅滞なく契約を締結する。

#### 7 協定第8条『その他』

- (1) 乙は、甲が特に必要として甲以外の者が管理する構造物の緊急点検の応援を依頼した場合は、当該構造物の管理者と緊急点検の応援の内容等を協議するものとする。

付則 この運用は、平成28年3月22日から効力を生ずる。





様 式 等

平成28年3月

山 形 県 県 土 整 備 部

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部

様式 1

△△ ○○ 第 ○○号  
平成○○年○○月○○日

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会  
東北支部長 様

山形県県土整備部長  
( 公 印 省 略 )

大規模災害時における応急対策業務の応援要請について

「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 要請月日  
平成○○年○○月○○日（平成○○年○○月○○日発生○○地震）
- 2 要請箇所  
○○総合支庁管内（又は一般県道○○線等）
- 3 業務内容  
 緊急点検  
 応急対策の検討及び工事  
 その他必要な事項  
※該当するものにチェックを入れる。
- 4 問い合わせ先  
(山形県県土整備部○○課 担当者名○○ 電話番号○○)

様式2

△△ ○○ 第 ○○号  
平成○○年○○月○○日

山形県県土整備部長 様  
○○総合支庁建設部長（又は出先機関の長）様

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会  
東北支部長  
(公印省略)

応援要請に基づく出動会員について（報告）

平成○○年○○月○○日付け△△○○第○○号で応援要請のあった件について、  
下記のとおり報告します。  
今後の調整については、下記の出動会員と直接連絡願います。

記

出動箇所	○○総合支庁管内	
出動会員数	◇◇社	
番号	会社名・電話番号	担当者・携帯番号
1	△△△△株式会社 022- -	□□ □□ 090- -
2		
3		
4		
5		

様式3

△△ ○○ 第 ○○号  
平成○○年○○月○○日

山形県県土整備部長 様

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会  
東北支部長  
(公印省略)

大規模災害時における応急対策業務の報告について

平成○○年○○月○○日付け△△○○第○○号で応援要請のあった応急対策業務について、完了したので下記のとおり報告します。

記

1 要請月日

平成○○年○○月○○日 (平成○○年○○月○○日発生○○地震)

2 要請箇所及び業務内容

整理番号(コード番号)				橋梁名等 (路線名)	所在 市町村	出動会員	業務内容		
公所	連番	災害発生 年月日	協会				緊急 点検	応急対策の 検討、工事	その他
01	001	20160311	P	○○○橋 (主要地方道○○○○ ○○線)	○○○市	(株)○○○○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			P				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			P				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			P				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			P				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			P				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			P				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※〔公所〕 01:村山、02:西村山、03:北村山、04:最上、05:置賜、06:西置賜、07:庄内、08:庄内空港、09:港湾事務所

※〔連番〕 連番は公所ごととする。

※〔協会〕 P:プレストレスト・コンクリート建設業協会、M:日本橋梁建設協会



整理番号 (コード番号)

点検調書 (その2-1) 現地状況写真 (全景等)

橋梁名	0	所在地	0	路線・水路名	0
全景：起点側	ファイル名：	全景：側面 (右側)	ファイル名：	橋銘板	ファイル名：
全景：起点側	ファイル名：	全景：側面 (右側)	ファイル名：	橋歴板	ファイル名：

整理番号 (コード番号)

点検調書 (その2 - ) 現地状況写真 (損傷部)

橋梁名	0	所在地	0	路線・水路名	0
損傷部一	損傷位置	損傷部一	損傷位置	損傷部一	損傷位置
損傷部一	損傷位置	損傷部一	損傷位置	損傷部一	損傷位置

様式 5

大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定に基づく活動実績証明書

応援要請年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 ( 管第〇〇〇号 )
活動企業名	〇〇〇〇株式会社
路線・河川名等	主要地方道〇〇〇〇線 〇〇橋 外
活動場所	〇〇市〇〇地内 外
活動内容	<input type="checkbox"/> 緊急点検 <input type="checkbox"/> 応急対策の検討及び工事 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 <small>※該当するものにチェックを入れる。</small>
活動実施日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

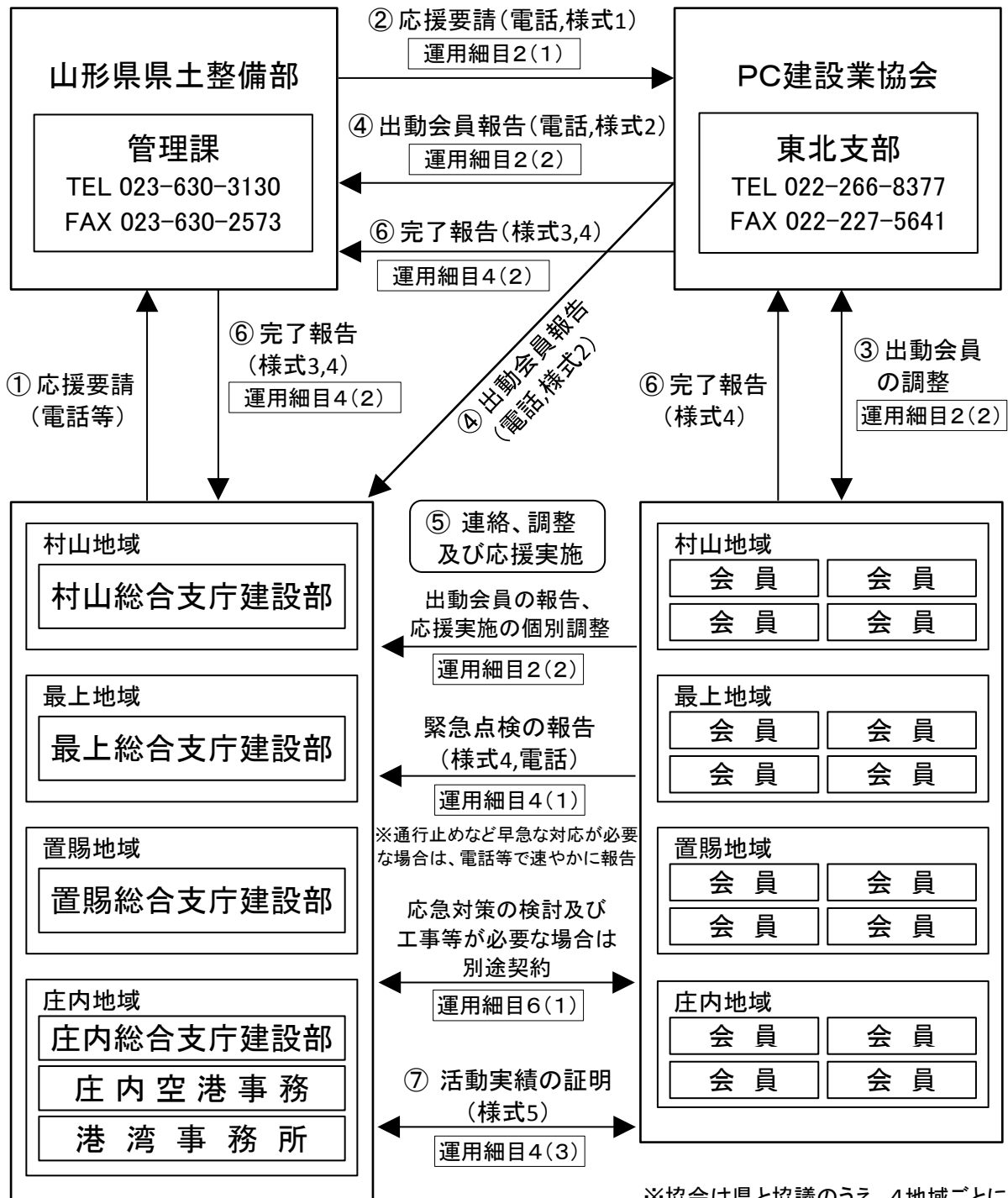
上記活動は、山形県県土整備部長と一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部長が締結した「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」に基づく活動であることを証明する。

平成△△年△△月△△日

〇〇総合支庁建設部〇〇課長 (氏名) □□ □□ □□ 印



# 「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」 手続きフロー

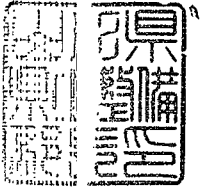


※協会は県と協議のうえ、4地域ごとに  
応援を担当する会員をあらかじめ定  
めておく。

運用細目5(1)

※村山地域及び置賜地域においては、  
本庁舎、分庁舎単位で、連絡、調整  
等を行うこととする。…⑤、⑦





# 大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定

平成28年3月

山形県県土整備部

一般社団法人日本橋梁建設協会

## 大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定

山形県県土整備部長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本橋梁建設協会会長（以下「乙」という。）は、災害時に乙が実施する鋼構造物等の応急対策業務の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震、台風、大雨等の異常な自然現象による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、甲が所管する鋼構造物等が被災、又は被災するおそれが生じた場合、乙が実施する応援に関し必要な事項を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （応援の要請）

第2条 甲は、大規模災害時において、甲が行う業務の範囲で対応することが困難となり、乙の応援が必要と認められるときは、乙に対し応援を依頼することができるものとする。  
2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り応じるものとする。

### （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるいずれかとする。

- (1) 緊急点検
- (2) 応急対策の検討及び工事
- (3) その他必要と認められる事項

2 乙は、応援を完了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

### （応援の実施体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援の要請、実施及び報告に係る実施体制を定め、毎年4月末日までに報告するものとし、変更が生じた場合には、速やかに報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 第3条第1項第1号の緊急点検に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。  
また、第3条第1項第2号及び第3号の応急対策等に要する経費は、原則として甲が負担するものとする。

### （損害の負担）

第6条 応援の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置

について、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて応援に従事した者が、作業中において負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

2 本協定を円滑に実施するために、別途運用細目を定めるものとする。

付則

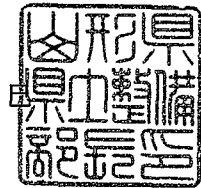
1 本協定は、平成28年3月22日より効力を生ずる。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月22日

甲 山形県県土整備部長

上坂克



乙 一般社団法人日本橋梁建設協会会長 石井



# 「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」 運用細目

標記協定に基づき、円滑な応援の実施を図るために以下の運用を定める。

## 1 協定第1条『目的』

- (1) 「鋼構造物等」とは以下の構造物をいう。
  - 1) 橋梁（主桁等主部材が鋼製の橋梁）
  - 2) その他、必要と認められる構造物

## 2 協定第2条『応援の要請』

- (1) 甲は、乙に応援を要請するときは、電話等で要請した後、速やかに別添様式1を提出する。なお、大規模災害の発生により甚大な被害が想定されるが、甲からの応援要請がない場合は、乙は甲に対し応援の要否について、確認するものとする。
- (2) 乙は、応援を要請されたときは、出動する会員を調整し甲に電話等で報告した後、速やかに別添様式2により報告する。また、出動する会員は、総合支庁建設部又は出先機関に電話で連絡し、応援の実施に係る個別調整を行う。
- (3) 災害の状況により、乙が十分な実施体制が組めない場合は別途協議する。

## 3 協定第3条第1項『応援の内容』

- (1) 緊急点検は、甲が通行の可否等の迅速な判断を行うために必要な資料の情報収集とし、目視による被害状況調査、写真撮影及び報告書作成とする。
- (2) 緊急点検は、乙の行う社会貢献活動であることを理解し、応援の内容が過度にならぬよう十分配慮する。
- (3) 応急対策は、緊急輸送道路の早期啓開や孤立集落の解消等のため応急的に必要な対策とする。

## 4 協定第3条第3項『応援の完了』

- (1) 乙の会員は、緊急点検の結果を、逐次、総合支庁建設部又は出先機関に別添様式4により直接報告するものとし、通行止めなど早急な対応が必要な場合は、電話等で速やかに報告する。
- (2) 乙は、応援を完了したときは、別添様式3及び様式4を速やかに甲に提出する。甲は、乙から提出のあった別添様式3及び様式4を総合支庁建設部又は出先機関に送付

する。

- (3) 乙の会員は、本協定に基づいて実施した活動実績の証明が必要な場合には、別添様式5を総合支庁建設部又は出先機関に提出し証明を受けるものとする。

#### 5 協定第4条『応援の実施体制』

- (1) 乙は、甲と協議のうえ、4地域ごとに応援を担当する会員をあらかじめ定めておくものとする。なお、本協定の事務の窓口は、甲は山形県県土整備部管理課に、乙は一般社団法人日本橋梁建設協会事務局とする。

#### 6 協定第5条『経費の負担』

- (1) 応急対策の検討や工事などが必要と認められる場合は、その経費の負担について、総合支庁建設部又は出先機関と乙の会員との間で遅滞なく契約を締結する。

#### 7 協定第8条『その他』

- (1) 乙は、甲が特に必要として甲以外の者が管理する構造物の緊急点検の応援を依頼した場合は、当該構造物の管理者と緊急点検の応援の内容等を協議するものとする。

付則 この運用は、平成28年3月22日から効力を生ずる。





様 式 等

平成28年3月

山形県県土整備部

一般社団法人日本橋梁建設協会

様式1

△△ 〇〇 第 〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本橋梁建設協会会長 様

山形県県土整備部長  
(公印省略)

大規模災害時における応急対策業務の応援要請について

「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 要請月日  
平成〇〇年〇〇月〇〇日 (平成〇〇年〇〇月〇〇日発生〇〇地震)
- 要請箇所  
〇〇総合支庁管内 (又は一般県道〇〇線等)
- 業務内容  
 緊急点検  
 応急対策の検討及び工事  
 その他必要な事項  
※該当するものにチェックを入れる。
- 問い合わせ先  
(山形県県土整備部〇〇課 担当者名〇〇 電話番号〇〇)

様式2

△△ ○○ 第 ○○号  
平成○○年○○月○○日

山形県県土整備部長 様  
○○総合支庁建設部長（又は出先機関の長）様

一般社団法人日本橋梁建設協会会長  
（ 公 印 省 略 ）

応援要請に基づく出動会員について（報告）

平成○○年○○月○○日付け△△○○第○○号で応援要請のあった件について、  
下記のとおり報告します。  
今後の調整については、下記の出動会員と直接連絡願います。

記

出動箇所	○○総合支庁管内	
出動会員数	◇◇社	
番号	会社名・電話番号	担当者・携帯番号
1	△△△△株式会社 0 2 2 - -	□□ □□ 0 9 0 - -
2		
3		
4		
5		

様式3

△△ 〇〇 第 〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

山形県県土整備部長 様

一般社団法人日本橋梁建設協会会長  
( 公 印 省 略 )

大規模災害時における応急対策業務の報告について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け△△〇〇第〇〇号で応援要請のあった応急対策業務について、完了したので下記のとおり報告します。

記

1 要請月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (平成〇〇年〇〇月〇〇日発生〇〇地震)

2 要請箇所及び業務内容

整理番号(コード番号)				橋梁名等 (路線名)	所在 市町村	出勤会員	業務内容		
公所	連番	災害発生 年月日	協会				緊急 点検	応急対策の 検討、工事	その他
01	001	20160311	M	〇〇〇橋 (主要地方道〇〇〇〇 〇〇線)	〇〇〇市	(株)〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			M				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			M				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			M				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			M				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			M				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			M				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			M				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ [公所] 01:村山、02:西村山、03:北村山、04:最上、05:置賜、06:西置賜、07:庄内、08:庄内空港、09:港湾事務所

※ [連番] 連番は公所ごととする。

※ [協会] P:プレストレスト・コンクリート建設業協会、M:日本橋梁建設協会

会社名  
(出勤会員)

被災状況の速報(被災橋梁)

- ※ ① 被災甚大の場合はまず口頭で対応するが、下記を記録しておくものとする。
- ② (走行安定性) および(耐荷性能)の判定は「災害時即応体制ガイドライン(日本橋梁建設協会)」Ⅲ.(4)による。
- ③ 施工会社対応の場合は、班名を会社名と読み替え、路線名は橋梁毎記入する。

速報の記録

速報実施日		平成	年	月	日	
橋梁調査実働班名		第	班	班長		
橋梁調査路線名		道 線				
速 報 先	道路管理者		速報相手方			
	橋梁調査対策班		速報相手方			
	*災害対策本部・現地連絡本部・各対策班へは、橋梁調査対策班より連絡する。					
災 害 橋 梁 点 検 結 果	整理番号 (コード番号)		橋梁形式			
	①	路線名： 道 ・ 線	橋	およその橋長・幅員	橋長	m 幅員 m
			走行性(地震被害)	a・b・c		
			耐荷性(地震被害)	As・A・B・C・D		
			経年劣化	M・S・N		
			詳細点検の必要性	有り・無し		
			応急対策の必要性	有り・無し		
			所見			
	整理番号 (コード番号)		橋梁形式			
	②	路線名： 道 ・ 線	橋	およその橋長・幅員	橋長	m 幅員 m
			走行性(地震被害)	a・b・c		
			耐荷性(地震被害)	As・A・B・C・D		
			経年劣化	M・S・N		
			詳細点検の必要性	有り・無し		
			応急対策の必要性	有り・無し		
			所見			
	整理番号 (コード番号)		橋梁形式			
	③	路線名： 道 ・ 線	橋	およその橋長・幅員	橋長	m 幅員 m
			走行性(地震被害)	a・b・c		
			耐荷性(地震被害)	As・A・B・C・D		
			経年劣化	M・S・N		
			詳細点検の必要性	有り・無し		
			応急対策の必要性	有り・無し		
			所見			

会社名  
(出勤会員)

## 調査・点検結果報告書

整理番号 (コード番号)

発注機関		調査日	
事務所名		天候	
路線名		調査担当班長	
架橋場所		施工会社名	
橋梁名称		担当部署	
竣工年月		担当者名	
形式		T E L	
橋長 (m)		F A X	
支間 (m)		架橋場所データ (G I Sデータ)	
有効幅員 (m)		北緯	° ' ''
鋼重 (t)		東経	° ' ''

- \* ① 施工会社名等は、橋歴版等より調査する。  
 ② 施工会社より一般図を入手して、A3サイズで添付する。  
 ③ 協会会員会社外の納入橋梁の場合は、一般図の入手を道路管理者に依頼する。

## 調査・点検結果

被災度の判定	走行安全性	a ・ b ・ c	耐荷性能	As ・ A ・ B ・ C ・ D
経年劣化の判定	M ・ S ・ N			
被害・損傷の程度 および変状  ※損傷・変状がない場合は、記載不要	基礎			写真 No
	橋台			写真 No
	橋脚			写真 No
	主構造 (上部工)			写真 No
	支承部			写真 No
	落橋防止装置			写真 No
	路面			写真 No
	床版下面			写真 No
伸縮装置			写真 No	

整理番号 (コード番号)	
--------------	--

橋梁名

橋梁管理者

路線名

写真 No	(写真貼付) 写真データは100KB以下でお願いします
(写真撮影箇所)	
(損傷・変状の説明)	

写真 No	(写真貼付) 写真データは100KB以下でお願いします
(写真撮影箇所)	
(損傷・変状の説明)	

写真 No	(写真貼付) 写真データは100KB以下でお願いします
(写真撮影箇所)	
(損傷・変状の説明)	

整理番号 (コード番号)	
--------------	--

橋梁名

橋梁管理者

路線名



会社名



様式 5

大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定に基づく活動実績証明書

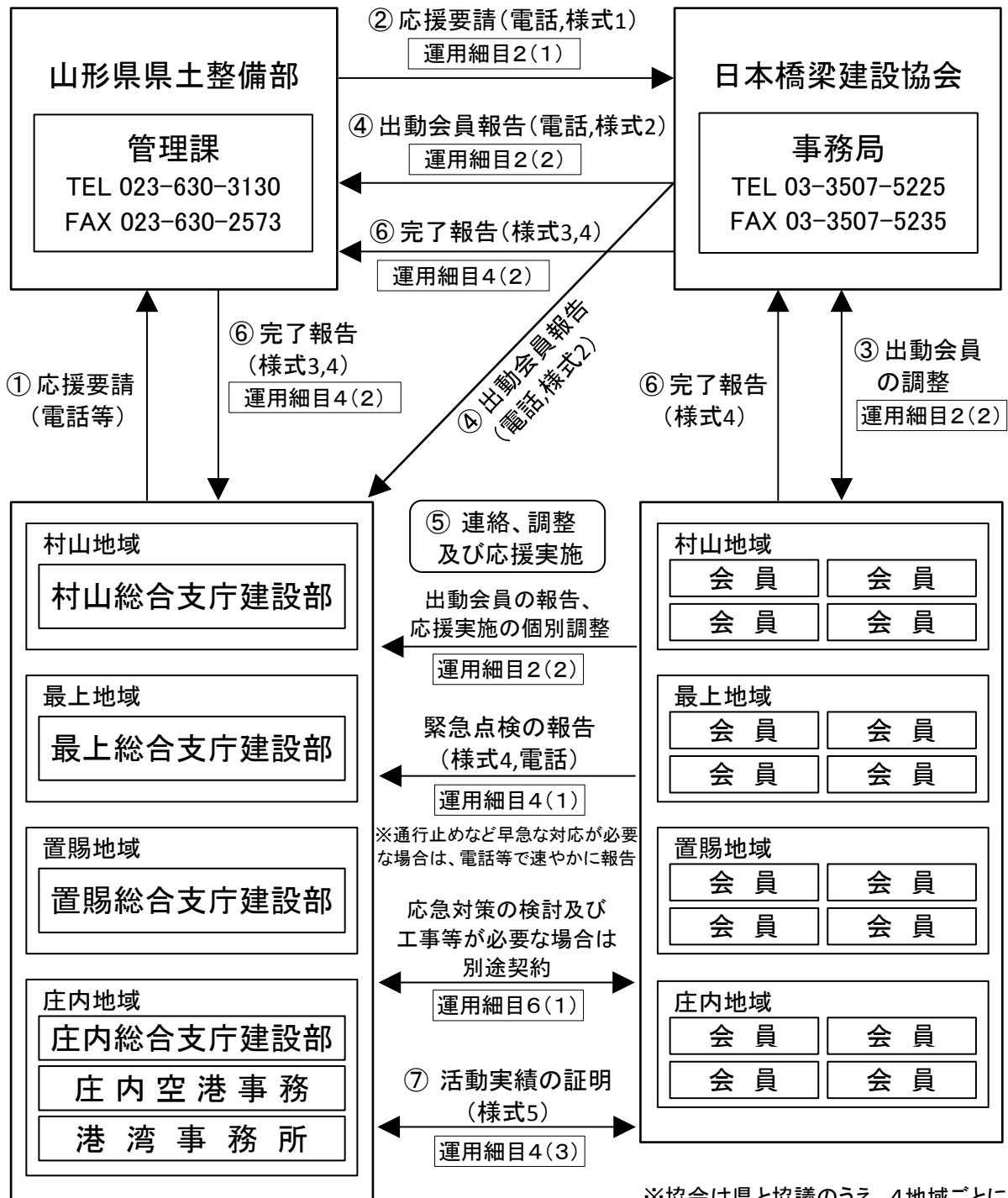
応援要請年月日	〇〇年〇〇月〇〇日（管第〇〇〇〇号）
活動企業名	〇〇〇〇株式会社
路線・河川名等	主要地方道〇〇〇〇線 〇〇橋 外
活動場所	〇〇市〇〇地内 外
活動内容	<input type="checkbox"/> 緊急点検 <input type="checkbox"/> 応急対策の検討及び工事 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 <small>※該当するものにチェックを入れる。</small>
活動実施日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記活動は、山形県県土整備部長と一般社団法人日本橋梁建設協会会長が締結した「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」に基づく活動であることを証明する。

平成△△年△△月△△日

〇〇総合支庁建設部〇〇課長（氏名）□□□□ ⑥

# 「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」 手続きフロー



※協会は県と協議のうえ、4地域ごとに応援を担当する会員をあらかじめ定めておく。

運用細目5(1)

※村山地域及び置賜地域においては、本庁舎、分庁舎単位で、連絡、調整等を行うこととする。…⑤、⑦

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

山形県県土整備部長（以下「甲」という。）並びに村山総合支庁建設部長、最上総合支庁建設部長、置賜総合支庁建設部長及び庄内総合支庁建設部長（以下総称して「乙」という。）と一般社団法人山形県測量設計業協会会長、一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会会長、山形県建設コンサルタント協会会長及び山形県地質土壤調査業協会会長（以下総称して「丙」という。）は、大規模災害時における甲及び乙の所管施設の災害箇所調査業務及び災害応急対策に関する測量・調査・設計業務等（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

なお、山形県土木部長が平成16年12月10日付けで社団法人山形県測量設計業協会と、平成18年8月23日付けで山形県地質土壤調査業協会会長と、平成18年8月23日付けで山形県建設コンサルタント協会会長との間でそれぞれ交わした「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」は、いずれも廃止する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震災害や風水害等、異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、甲及び乙が所管する公共土木施設が被災した場合において、甲及び乙がその応急対策業務を実施するに当たり、丙への協力を要請するために必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲及び乙の所管施設において発生した災害箇所とする。

### （業務の実施手続）

第3条 甲及び乙は、その所管施設が被災し、必要と認めるときは、被災状況に応じて丙の会員を選定し、出勤を要請することができる。

2 丙の会員は、甲又は乙から出勤要請があったときは、できる限り速やかに対象施設の被災状況を把握した上で、甲又は乙の指示に基づき、当該施設に係る業務を早急に実施するものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 丙は、あらかじめ業務に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

2 丙は、業務を速やかに実施するため、必要な技術者及び器材等の確保並びに動員の方法を定めおくものとする。

3 甲は、第1項の報告を受けたときは、乙に対し、これを伝達するものとする。

### （業務候補者の推薦）

第5条 甲及び乙は、被災状況に応じて丙の会員を選定することが困難な場合は、丙に対し、業務を行うことができると認められる丙の会員（以下「業務候補者」という。）の推薦を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による要請があったときは、第4条第1項に基づく実施体制によらず、甲又は乙へ業務候補者を推薦することができる。

(契約の締結)

第6条 甲及び乙は、丙に各々の会員の出勤を要請したときは、出勤した会員と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定する期間満了の1ヶ月前までに甲、乙、丙いずれからも何ら申し出がないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 この協定は、甲、乙、丙いずれかの申し出により廃止することができる。この場合、申し出は廃止する期日の1ヶ月前までに行うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い甲、乙、丙いずれかの責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は技術者等に損害が生じた場合は、丙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その措置については、甲又は乙と協議して定めるものとする。

(事務局)

第9条 この協定の施行に関し、甲及び乙は山形県県土整備部管理課に、丙は一般社団法人山形県測量設計業協会にそれぞれ事務局を置く。

(その他)

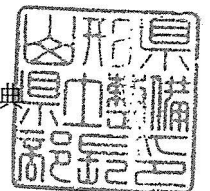
第10条 この協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

平成26年3月28日

令和2年3月30日改正

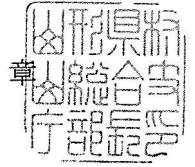
甲 山形県県土整備部長

角 湯 克



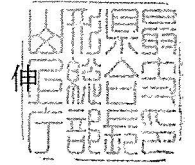
乙 村山総合支庁建設部長

松 葉 伸



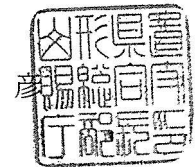
最上総合支庁建設部長

小 松 英



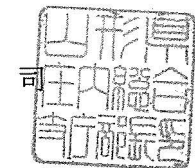
置賜総合支庁建設部長

佐 藤 茂



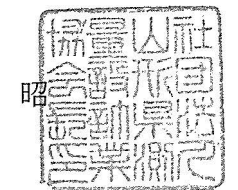
庄内総合支庁建設部長

真 田 誠



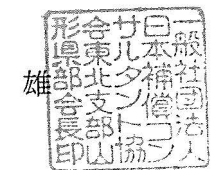
丙 一般社団法人山形県測量設計業協会

会長 遠 藤 貞



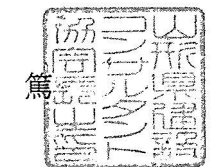
一般社団法人日本補償コンサルタント協会

東北支部山形県部会 会長 田 村 道



山形県建設コンサルタント協会

会長 伊 藤



山形県地質土壌調査業協会

会長 高 田



## 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

山形県県土整備部長（以下「県」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部長（以下「協会」という。）は、大規模災害時における県の所管施設の災害応急対策に関する測量・調査・設計業務等（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震災害や風水害等、異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、県が所管する公共土木施設が被災した場合において、県がその応急対策業務を実施するに当たり、協会への協力を要請するために必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、県の所管施設において発生した災害箇所とする。

### （業務の実施手続）

第3条 県は、その所管施設が被災し、必要と認めるときは、協会の会員のうち業務を行うことができると認められる者（以下「業務候補者」という）の推薦を協会に要請することができるものとする。

2 協会は、前項の規定による要請があったときは、複数の業務候補者を県へ推薦するものとする。

3 県は、協会の推薦に基づき業務を行う会員を選定し、出勤を要請することができるものとする。

4 業務を行う会員は、県の指示に基づき、当該業務を早急に実施するものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 協会は、業務を速やかに実施するため、必要な技術者及び器材等の確保並びに動員の方法を定めておくものとする。

### （契約の締結）

第5条 県は、業務を行う会員と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間が満了する日の1ヶ月前までに県、協会いずれからも申し出がないときは、引き続き本協定を1年間継続するものとし、その後も同様とする。

### （損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い、県、業務を行う会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、協会は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により県に報告し、その措置については、県と協議して定めるものとする。

### （災害補償）

第8条 本協定に基づいて業務に従事した者が、作業中に負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

### （その他）

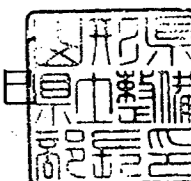
第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、県、協会が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月20日

山形県県土整備部長

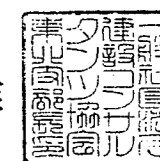
上坂 克日



一般社団法人建設コンサルタンツ協会

東北支部 支部長

遠藤 敏雄





## 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、山形県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

### (所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

### (協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山形県土木部建築住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

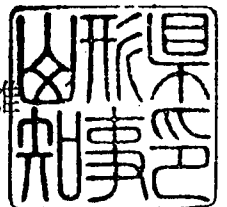
第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適 用)

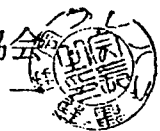
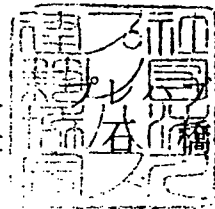
第11条 この協定は平成8年5月1日から適用する。  
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保管する。

平成8年5月1日

甲 山形県知事 高橋和雄



乙 社団法人 山形県建築協会 会長 橋本 敬





# 被災建築物応急危険度判定 業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、地震等災害後の二次災害の拡大を未然に防止するため、被災建築物の応急危険度判定業務を行う応急危険度判定士の判定活動の協力等について、山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県建築士会（以下「乙」という。）において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士

山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、知事の認定を受けボランティアとして応急危険度判定を行うものをいう。

(応急危険度判定士名簿の作成等)

第3条 甲は、応急危険度判定士名簿を作成し、乙に通知するものとする。

(協力)

第4条 乙は、山形県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、応急危険度判定実施本部又は、支援本部からの要請があった場合において、応急危険度判定士に対して協力を要請するものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県土木部建築住宅課とし、乙においては社団法人山形県建築士会事務局とする。

(報告)

第6条 判定活動結果について、甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は平成 年 月 日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成10年4月8日

甲 山形県知事 高橋和雄

乙 社団法人山形県建築士会  
会長 大泉治夫

災害時における応急住宅対策に関する協定

山形県（以下「甲」という。）及び社団法人山形県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の媒介及び提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画（震災対策編）または本県以外の被災県（以下「被災県」という。）からの要請に基づき、甲が、災害により住宅を滅失等し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下「被災者」という。）が民間賃貸住宅へ入居する際の媒介（以下「あっせん」という。）及び被災者のための応急的な住宅として活用する民間賃貸住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）の提供（以下「応急住宅対策」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災市町村または被災県の意向を確認したうえで必要と認められる場合は、乙に対し、応急住宅対策に関する協力を要請できるものとする。  
2 乙は、甲からの要請があった場合は、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、応急住宅対策に関する協力を求めるものとする。  
3 乙は、甲からの要請があった場合は、会員業者に対し、あっせんを無報酬で行うよう協力を求めるものとする。  
4 甲は、乙に対して対象区域等を明確に示して口頭又は電話により協力要請を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第3条 乙及び会員業者は、前条の規定に基づく要請があった場合は、応急住宅対策に対して協力するものとする。

（対象市町村への通知等）

第4条 甲は、乙に協力要請を行ったときは、対象市町村に対してその旨を通知するものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するものとする。

（甲の役割）

第6条 甲は、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。  
一 被災者及び市町村等への応急住宅対策等の周知に関すること  
二 応急借上げ住宅の募集に関すること  
三 応急借上げ住宅の借上げに関すること  
四 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること  
五 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること  
六 その他関係者との調整に関すること  
2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第7条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。  
一 会員業者及び民間賃貸住宅所有者等への応急住宅対策等の周知に関すること  
二 会員業者による「あっせん」の調整に関すること  
三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること  
四 甲からの委託を受けた業務に関すること  
五 その他関係者との調整に関すること

（会員業者の役割）

第8条 会員業者は、第3条に基づき甲及び乙に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。  
一 民間賃貸住宅所有者等への応急住宅対策等の周知に関すること  
二 「あっせん」に関すること  
三 応急借上げ住宅の申込みに関すること  
四 応急借上げ住宅の賃貸借契約等に関すること  
五 応急借上げ住宅の退去に関すること  
六 その他関係者との調整に関すること

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する窓口は、甲においては県土整備部建築住宅課、乙においては社団法人山形県宅地建物取引業協会事務局とする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

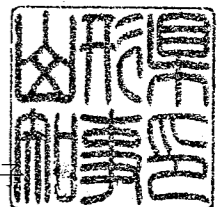
（適用）

第11条 この協定は、平成24年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 山形市松波一丁目10番1号 社団法人山形県宅地建物取引業協会  
会長 日向 孝吉



## 災害時における応急住宅対策に関する協定

山形県（以下「甲」という。）及び社団法人山形県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の媒介及び提供に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画（震災対策編）または本県以外の被災県（以下「被災県」という。）からの要請に基づき、甲が、災害により住宅を滅失等し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下「被災者」という。）が民間賃貸住宅へ入居する際の媒介（以下「あっせん」という。）及び被災者のための応急的な住宅として活用する民間賃貸住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）の提供（以下「応急住宅対策」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、被災市町村または被災県の意向を確認したうえで必要と認められる場合は、乙に対し、応急住宅対策に関する協力を要請できるものとする。  
2 乙は、甲からの要請があった場合は、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、応急住宅対策に関する協力を求めるものとする。  
3 乙は、甲からの要請があった場合は、会員業者に対し、あっせんを無報酬で行うよう協力を求めるものとする。  
4 甲は、乙に対して対象区域等を明確に示して口頭又は電話により協力要請を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

### （協力）

第3条 乙及び会員業者は、前条の規定に基づく要請があった場合は、応急住宅対策に対して協力するものとする。

### （対象市町村への通知等）

第4条 甲は、乙に協力要請を行ったときは、対象市町村に対してその旨を通知するものとする。

### （乙の責務）

第5条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するものとする。

### （甲の役割）

第6条 甲は、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。  
一 被災者及び市町村等への応急住宅対策等の周知に関すること  
二 応急借上げ住宅の募集に関すること  
三 応急借上げ住宅の借上げに関すること  
四 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること  
五 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること  
六 その他関係者との調整に関すること  
2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### （乙の役割）

第7条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。  
一 会員業者及び民間賃貸住宅所有者等への応急住宅対策等の周知に関すること  
二 会員業者による「あっせん」の調整に関すること  
三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること  
四 甲からの委託を受けた業務に関すること  
五 その他関係者との調整に関すること

### （会員業者の役割）

第8条 会員業者は、第3条に基づき甲及び乙に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。  
一 民間賃貸住宅所有者等への応急住宅対策等の周知に関すること  
二 「あっせん」に関すること  
三 応急借上げ住宅の申込みに関すること  
四 応急借上げ住宅の賃貸借契約等に関すること  
五 応急借上げ住宅の退去に関すること  
六 その他関係者との調整に関すること

### （連絡窓口）

第9条 この協定に関する窓口は、甲においては県土整備部建築住宅課、乙においては社団法人全日本不動産協会山形県本部事務局とする。

### （協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

### （適用）

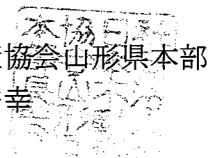
第11条 この協定は、平成24年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄

乙 山形市松波一丁目15-7 社団法人全日本不動産協会山形県本部  
本部長 高梨 秀幸



## 災害時における応急住宅対策に関する協定

山形県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の媒介及び提供に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画または本県以外の被災県（以下「被災県」という。）からの要請に基づき、甲が、災害により住宅を滅失等し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下「被災者」という。）が民間賃貸住宅へ入居する際の媒介（以下「あっせん」という。）及び被災者のための応急的な住宅として活用する民間賃貸住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）の提供（以下「応急住宅対策」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、被災市町村または被災県の意向を確認したうえで必要と認められる場合は、乙に対し、応急住宅対策に関する協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合は、会員に対し応急住宅対策に関する協力を求めるものとする。

3 乙は、甲からの要請があった場合は、会員に対し、あっせんを無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

4 甲は、乙に対して対象区域等を明確に示して口頭又は電話により協力要請を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

### （協力）

第3条 乙及び会員は、前条の規定に基づく要請があった場合は、応急住宅対策に対して協力するものとする。

### （対象市町村への通知等）

第4条 甲は、乙に協力要請を行ったときは、対象市町村に対してその旨を通知するものとする。

### （乙の責務）

第5条 乙は、平時においても、この協定について会員の理解と協力を得られるよう努力するものとする。

### （甲の役割）

第6条 甲は、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 被災者及び市町村等への応急住宅対策等の周知に関すること
- 二 応急借上げ住宅の募集に関すること
- 三 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 四 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 五 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 六 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

(乙の役割)

第7条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 会員への応急住宅対策等の周知に関すること
- 二 「あっせん」及び「応急借上げ住宅」の調整に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 甲からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(仲介業者等の役割)

第8条 「あっせん」及び「応急借上げ住宅の仲介」を行う業者及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の山形県内の支部は、甲及び乙に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 「あっせん」に関すること
- 二 応急借上げ住宅の申込みに関すること
- 三 応急借上げ住宅の賃貸借契約等に関すること
- 四 応急借上げ住宅の退去に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、甲においては県土整備部建築住宅課、乙においては公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会本部事務局とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

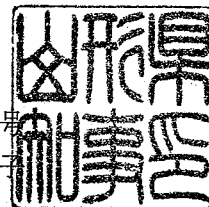
(適用)

第11条 この協定は、平成25年2月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 2月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東京都中央区八重洲二丁目1番5号  
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会  
会長 川口 雄一郎





## 災害時における復旧支援業務に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害発生時における下水道管路施設の被害状況調査及び応急復旧の実施に対する復旧支援業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期せぬ災害等の発生により、甲が管理する下水道管路施設に被害が発生した場合において、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等（以下「資機材」という。）の確保及び動員体制を定め、業務を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （対象施設）

第2条 業務の対象施設は、甲が管理する最上川流域下水道山形処理区、村山処理区、置賜処理区及び最上川下流流域下水道庄内処理区の管路施設（管渠及びマンホール）である。

### （業務の内容）

第3条 甲は、所管する下水道管路施設に災害が発生し必要と認めるときは、乙に対し、出動を要請することができる。

2 前項において、甲が乙に出動を要請するときは第1号様式「災害時復旧支援要請書」により行うこととする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等の他の方法で要請することができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請があったときは、第2号様式「災害時復旧支援受諾書」により回答するものとする。

4 乙は、甲からの出動要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な資機材をもって業務を実施しなければならない。

### （業務の実施体制）

第4条 乙は業務を速やかに実施するため、必要な資機材の確保及び動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

2 前項において、乙が甲に報告する実施体制は、任意の様式にて毎年4月末日までに報告するものとする。

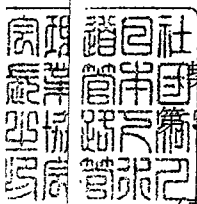
3 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部下水道課、乙においては公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部山形県部会事務局とする。

### （契約の締結）

第5条 甲は、乙に出動を要請したときは、乙と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

### （費用）

第6条 乙が実施する業務に係る費用は、甲の負担とする。



(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(防災訓練への参加)

第8条 この協定の実効性を高めるために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は支援に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

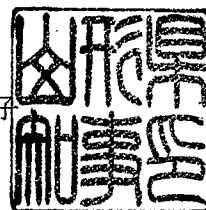
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定するものとする。

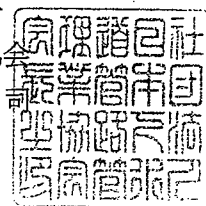
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

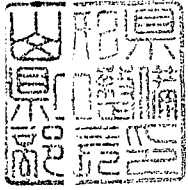
平成26年7月18日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
会長 長谷川 健





## 災害時における復旧支援業務に関する協定書

山形県県土整備部（以下「甲」という。）と株式会社明電舎 東北支店（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害その他の自然現象により、甲の所管する下水道施設（処理場及びポンプ場）が被災した場合（以下「災害時」という。）における復旧支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害時における下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

### （支援の要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認められるときは、乙に対し、次の復旧支援業務を要請することができる。

（1）被災した下水道施設の復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲は、前項の復旧支援業務を要請するときは、被災概要及び支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは、電話等で要請できるものとし、この場合は、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項に基づき甲から要請された復旧支援業務を行うために、可能な範囲で必要な人員・資機材をもって協力するものとする。

### （実施体制）

第3条 乙は、協定締結後速やかに、乙の連絡体制等必要な情報を、甲に提出するものとする。

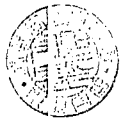
2 乙は、前項に係る情報に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

### （報告）

第4条 乙は、甲の要請により復旧支援業務を行ったときは、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、速やかに甲に対し復旧支援業務の進捗状況及び完成を書面で適宜報告するものとする。

### （契約の締結）

第5条 甲は、乙に協力を要請したときは、乙と遅滞なく復旧支援業務に係る随意契約を締結するものとする。





(費用)

第6条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した復旧支援業務に係る費用は甲の負担とする。なお、甲の負担する費用の価格の決定にあたっては、乙の具体的業務内容の確定後、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方又は双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の賠償)

第8条 復旧支援業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

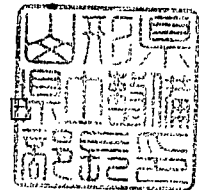
(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定するものとする。

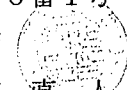
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県県土整備部長 上坂 克



乙 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号  
株式会社 明電舎 東北支店  
支店長 小室 直人





## 災害時における復旧支援業務に関する協定書

山形県県土整備部（以下「甲」という。）とメタウォーター株式会社 東北営業部（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害その他の自然現象により、甲の所管する下水道施設（処理場及びポンプ場）が被災した場合（以下「災害時」という。）における復旧支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害時における下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

### （支援の要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認められるときは、乙に対し、次の復旧支援業務を要請することができる。

- (1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な業務
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲は、前項の復旧支援業務を要請するときは、被災概要及び支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは、電話等で要請できるものとし、この場合は、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項に基づき甲から要請された復旧支援業務を行うために、可能な範囲で必要な人員・資機材をもって協力するものとする。

### （実施体制）

第3条 乙は、協定締結後速やかに、乙の連絡体制等必要な情報を、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に係る情報に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

### （報告）

第4条 乙は、甲の要請により復旧支援業務を行ったときは、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、速やかに甲に対し復旧支援業務の進捗状況及び完成を書面で適宜報告するものとする。

### （契約の締結）

第5条 甲は、乙に協力を要請したときは、乙と遅滞なく復旧支援業務に係る随意契約を締結するものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した復旧支援業務に係る費用は甲の負担とする。なお、甲の負担する費用の価格の決定にあたっては、乙の具体的業務内容の確定後、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方又は双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の賠償)

第8条 復旧支援業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定するものとする。

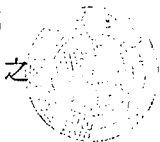
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

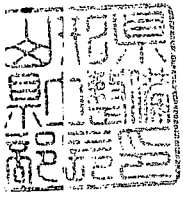
平成27年7月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県県土整備部長 上坂 克



乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号  
仙台トラストタワー  
メタウォーター株式会社 東北営業部  
部長 石崎 寛之





## 災害時における復旧支援業務に関する協定書

山形県県土整備部（以下「甲」という。）と株式会社 東芝 東北支社（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害その他の自然現象により、甲の所管する下水道施設（処理場及びポンプ場）が被災した場合（以下「災害時」という。）における復旧支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害時における下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

### （支援の要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認められるときは、乙に対し、次の復旧支援業務を要請することができる。

- (1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な業務
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲は、前項の復旧支援業務を要請するときは、被災概要及び支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは、電話等で要請できるものとし、この場合は、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項に基づき甲から要請された復旧支援業務を行うために、可能な範囲で必要な人員・資機材をもって協力するものとする。

### （実施体制）

第3条 乙は、協定締結後速やかに、乙の連絡体制等必要な情報を、甲に提出するものとする。

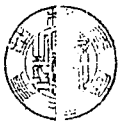
2 乙は、前項に係る情報に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

### （報告）

第4条 乙は、甲の要請により復旧支援業務を行ったときは、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、速やかに甲に対し復旧支援業務の進捗状況及び完成を書面で適宜報告するものとする。

### （契約の締結）

第5条 甲は、乙に協力を要請したときは、乙と遅滞なく復旧支援業務に係る随意契約を締結するものとする。



(費用)

第6条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した復旧支援業務に係る費用は甲の負担とする。なお、甲の負担する費用の価格の決定にあたっては、乙の具体的業務内容の確定後、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方又は双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の賠償)

第8条 復旧支援業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

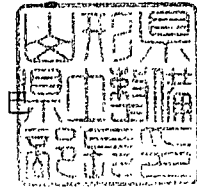
(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

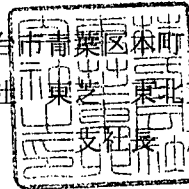
平成27年7月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県県土整備部長 上坂 克



乙 宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番29号  
株式会社 東芝東北支社

支社長 茂野 誠



## 山形県・日本下水道事業団災害支援協定

山形県（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的等）

- 第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
- 2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

### （対象）

- 第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号に掲げる原因により生ずるものとする。
- (1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
  - (2) その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

### （災害支援の内容）

- 第3条 乙が行う災害支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
  - (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
  - (3) 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
  - (4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
  - (5) 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

### （災害支援の要請の方法）

- 第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

### （災害支援の実施）

- 第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

### （災害支援の完了の報告）

- 第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

### （費用の負担）

- 第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

- 2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲の事務局 山形県 県土整備部 下水道課
- (2) 乙の事務局 日本下水道事業団 東北総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和8年9月9日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 甲は、前2項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 5年 9月 10日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄

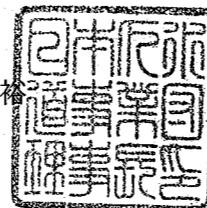


乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

理事長

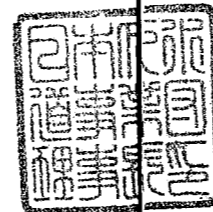
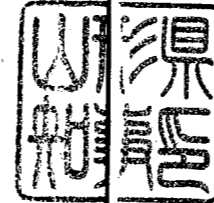
森岡泰裕



別記

協定下水道施設

- 1 終末処理場
- (1) 山形浄化センター
- (2) 村山浄化センター
- (3) 置賜浄化センター
- (4) 庄内浄化センター
- 2 ポンプ場 (マンホールポンプは除く。)
- (1) 山形
- 須川中継ポンプ場
- (2) 村山
- 大沢川中継ポンプ場
- 村山野川中継ポンプ場
- 最上川中継ポンプ場
- (3) 置賜
- 置賜最上川中継ポンプ場
- (4) 庄内
- 京田川中継ポンプ場



様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

山形県・日本下水道事業団災害支援協定第 11 条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 御担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切って御記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄を御記入いただく必要はありません。  
維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やして御記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。  
また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やして御記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあれば御記入願います。



## 大規模災害時における緊急支援活動等に関する協定書

山形県最上総合支庁長（以下「甲」という。）と社団法人最上建設クラブ会長（以下「乙」という。）は、大規模災害の発生等における、甲の所管する災害対策業務への緊急支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 甲は、最上管内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う災害対策業務において必要が生じた場合は、別記様式により乙に対し緊急支援活動等を要請するものとする（緊急支援活動等の内容については別表を参照）。

### （要請に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、原則として甲の指示に基づき、災害対策業務への緊急支援活動等を行うものとする。

### （体制の整備）

第3条 乙は、前条に規定する緊急支援活動等を速やかに行うため、必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を確保し体制の整備に努めるものとする。

### （連絡窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害対策業務への緊急支援活動等に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### （定めのない事項等）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

### （協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了30日前までに甲乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示が無いときは、さらに一年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 3月28日

甲 山形県最上総合支庁長

小松 喜巳男



乙 社団法人最上建設クラブ 会長

柿崎 力治朗





## 山形県農林水産部所管の農地地すべり防止区域及び 県管理農業用水利施設等に対する緊急応急工事に関する協定

山形県知事（以下「甲」という。）と社団法人山形県土地改良建設協会会長（以下「乙」という。）とは、災害発生時における農地地すべり防止区域及び県管理農業用水利施設等の緊急応急工事の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、地すべり、大雨等の異常な天然現象及び予期せぬ事故の発生により、甲が管理する農地地すべり防止区域及び農業用水利施設、防災施設に被害が発生した場合等に備え、乙の会員は必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を事前に確保し、甲の要請により緊急に応急工事を実施できる体制を整備することによって、速やかな緊急応急工事の着手が可能となり、被害の拡大を最小限に止めるとともに、二次災害の発生を防止し、以って地域社会への貢献を図ることを目的とする。

### （対象施設等）

第2条 業務の対象は、県が管理する別表1に掲げる農地地すべり防止区域及び別表2に掲げる農業用水利施設、防災施設とする。

ただし、別表1、2以外の施設においても、甲乙協議の上、緊急に対応が必要と判断した場合は、対象施設とすることができるものとする。

### （業務の実施）

第3条 甲は、対象施設等が被災し、又は被災の恐れがあり、放置することにより重大な二次災害や増破を招くと判断した場合は、緊急避難措置として現地調査、工法検討並びに緊急応急工事（以下「緊急応急工事等」という。）を実施することとし、乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から出動の要請があったときは、速やかに会員の中から緊急応急工事等が実施できる会員を選定し、甲に報告する。

3 甲は、乙の選定した会員に対し緊急応急工事等の内容を指示するものとする。

### （業務の実施体制の報告）

第4条 乙は、実施体制及び連絡系統を別添様式1により、当該年度の4月1日までに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時は、速やかに甲に報告するものとする。

### （建設資機材等の報告）

第5条 乙は、緊急応急工事に使用する建設資機材確保状況を別添様式2により、当該年度の4月1日までに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時は、速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲が第3条第1項の緊急応急工事等を実施するために乙に出動を要請した場合のうち、緊急応急工事の実施が必要と判断した場合、甲は、同条第2項に基づき乙が選定した会員と遅滞なく契約を締結するものとする。

(費用)

第7条 乙の選定した会員が当該協定に基づき出動した場合のうち、現地調査、工法検討に要した費用は乙の負担、緊急応急工事に要した費用は甲の負担とする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

ただし、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。

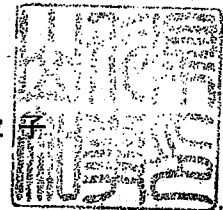
(その他)

第10条 この協定に定められない事項、又は、この協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

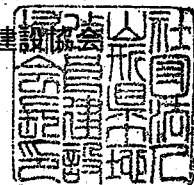
この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

平成22年4月1日

甲：山形県知事 吉村美栄



乙：社団法人 山形県土地改良建設協会  
会長 伊藤 孝



別表 1

## 1. 県が管理する農地地すべり防止区域 &lt; 41地区 &gt;

指定区域名	所在地	担当課	実施状況	備考
蔵王堀田	山形市蔵王堀田	村山農村整備課	継続	東南村山
前丸森	上山市大字狸森	村山農村計画課	概成	〃
大門	上山市大字大門	〃	〃	〃
山口	河北町大字岩木	西村山農村整備課	継続	西北村山
下小沼	西川町大字水沢	〃	〃	〃
大舟木	朝日町大字大舟木	〃	〃	〃
幸生	寒河江市大字幸生	村山農村計画課	概成	〃
道海	大江町大字沢口	〃	〃	〃
市ノ沢	大江町大字本郷	〃	〃	〃
澄又	西川町大字入間	〃	〃	〃
中岫	西川町大字沼山	〃	〃	〃
沼山	〃	〃	〃	〃
滝の沢	大蔵村大字南山	最上農村計画課	継続	最上
滝の沢第二	〃	〃	〃	〃
勝地	戸沢村大字角川	〃	〃	〃
別当ヶ沢	〃	〃	〃	〃
砂子沢	〃	〃	〃	〃
マッタイ沢	戸沢村大字蔵岡	〃	〃	〃
中田沢	戸沢村大字松坂	〃	〃	〃
土地台	戸沢村大字神田	〃	〃	〃
野口	戸沢村大字松坂	〃	〃	〃
百合沢	戸沢村大字古口	〃	〃	〃
山屋	真室川町大字差首鍋	〃	〃	〃
小泉	新庄市大字紫草山	〃	概成	〃
大平	舟形町長沢	〃	〃	〃
西又	舟形町堀内	〃	〃	〃
水ヶ沢	大蔵村大字清水	〃	〃	〃
角間沢	戸沢村大字蔵岡	〃	〃	〃
谷地	真室川町大字大沢	〃	〃	〃
大谷地	真室川町大字大谷地	〃	〃	〃
大芦沢	鮭川村大字曲川	〃	〃	〃
杉沢	米沢市大字築沢	置賜農村計画課	〃	置賜
小滝	南陽市大字小滝	〃	〃	〃
酒町	南陽市大字荻	〃	〃	〃
上荻	南陽市大字荻	〃	〃	〃
七五三掛	鶴岡市大字大網	庄内農村計画課(国営)	継続	庄内
鬼坂峠	鶴岡市大字坂野下	庄内農村計画課	概成	〃
添川	鶴岡市大字添川	〃	〃	〃
立岩	鶴岡市大字越中山	〃	〃	〃
東岩本	鶴岡市大字東岩本	〃	〃	〃
天狗森	鶴岡市大字たらのき代	〃	〃	〃

別表 2

2. 県が管理する農業水利施設

地区名	施設名		
村山北部	新鶴子ダム	1	箇所
	鶴子頭首工	1	箇所
	丹生川左岸幹線用水路(沈砂池~調圧水槽)	2,752	m
	鶴巻田頭首工	1	箇所
	丹生川右岸幹線用水路(沈砂池~調圧水槽)	7,516	m
米沢平野	水窪ダム	1	箇所
	羽黒川頭首工	1	箇所
	東幹線用水路(東西分水工~万世分水工)	3,028	m
	羽黒川導水路(頭首工~大小屋頭首工)	248	m
	大小屋頭首工	1	箇所
	矢沢導水路(頭首工~ダム注水口)	1,258	m
	西幹線用水路(ダム~大樽川注水口)	13,167	m
	鬼面川頭首工	1	箇所
	鬼面川右岸幹線用水路(取水口~館山分水工)	244	m
	鬼面川左岸幹線用水路(館山分水工~高山分水工)	897	m
	湍郷堰用水機場	1	箇所
導水路(取水口~吐出水槽)	2,455	m	
泉田川	泉田川第2頭首工	1	箇所
	榎沢ダム	1	箇所
	第1頭首工	1	箇所
	導水幹線用水路	1,320	m
最上川中流	馬見ヶ崎川頭首工	1	箇所
	馬見ヶ崎幹線導水路(取水口~松原分水工)	378	m
	門伝用水機場	1	箇所
	送水管(機場~門伝吐水槽)	1,993	m
	最上川取水工	1	箇所
	西部幹線用水路(取水工~用水機場)	13,815	m
白川	小松頭首工	1	箇所
	犬黒取水塔	1	箇所
	犬川黒川幹線用水路(取水塔~犬川注水工)	6,781	m
	小松導水幹線用水路(取水口~小松分水工)	520	m
	長瀬頭首工	1	箇所
	長瀬幹線用水路(取水口~一本松分水工)	3,531	m
	西高峰頭首工	1	箇所
白川幹線用水路(取水口~松原分水工)	7,371	m	
最上川下流	北楯頭首工	1	箇所
	北楯大堰用水路(北楯頭首工沈砂池~北楯大堰)	4,910	m
寒河江川下流	昭和堰頭首工	1	箇所
	高松堰頭首工	1	箇所
	昭和堰幹線用水路(頭首工~大堰・二ノ堰分水工)	818	m
最上川下流右岸	平沢用水機場	1	箇所
	導水路(境川放水工~吸水槽)	713	m
	送水管路(機場~吐出水槽)	1,877	m
	草薙頭首工	1	箇所
	導水幹線用水路(取水工~柳沢分水工)	23,597	m
赤川	赤川頭首工	1	箇所
	赤川用水機場	1	箇所
	導水路	632	m
	西1号幹線用水路(取水口~高寺分水工)	9,690	m
	東2号幹線用水路(高寺分水工~止場分水工)	6,400	m
新庄	清水用水機場	1	箇所
	送水管(機場~第1吐出水槽)	365	m
	第1号幹線用水路(第1吐出水槽~第1-2吐出水槽)	10,768	m
	駒場頭首工	1	箇所
	小月野用水機場	1	箇所
	第3号幹線用水路(機場~第1吐出水槽)	970	m

3. 防災施設

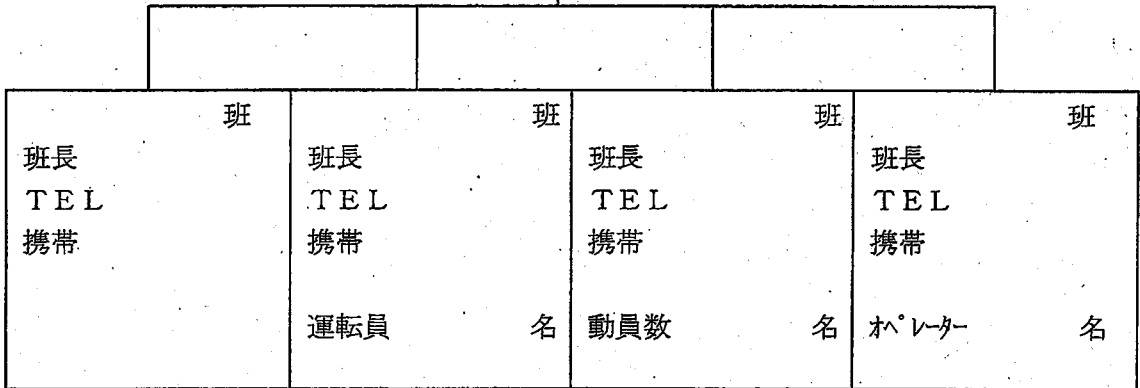
施設名	施設諸元等		
銀山ダム	構造：コクリト重方式ダム 堤高：21.3m 堤長：60m 有効貯水量：64千m <sup>3</sup>	1	箇所
新鶴子防災ゲート	ガーター型式フラップゲート1門 H1.6m×B17.0m	1	箇所

## 緊急応急工事実施体制及び連絡系統

1. 会員名
2. 実施体制及び連絡系統

会社名 住所 責任者 TEL TEL (時間外) FAX
---

総括班長 TEL 携帯
-------------------



班編成例：現場連絡班、作業班1、作業班2、資機材班 等  
 現場と常に連絡の取れる手段を確保し、その連絡先を  で囲む

別添様式2

建設資機材確保状況

(1) 主要資材

名称	単位	数量	保管場所等

(2) 土取場及び土捨場

位置	採取・捨土可能量	運搬経路・運搬距離
地内	m <sup>3</sup>	
地内	m <sup>3</sup>	

(3) 重機械及び車両

① 運搬車両

名称	規格	単位	数量	備考

② 掘削積込機械 (現に所有・使用が確実なものを記載のこと)

名称	規格	単位	数量	備考

③ 掘削積込機械 (リース等他从から調達のものに記載のこと)

名称	規格	単位	数量	リース・レンタル・チャーターの区分

④その他の機械

名称	規格	単位	数量	備考

⑤その他の器材

名称	規格	単位	数量	備考

⑥緊急資材購入一覧表

名称	単位	数量	購入先

(4) 有資格者等

資格の名称	保有者数	備考

(5) 協力会社

会社名	連絡先	協力内容 (輸送・作業・電気)





山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に  
対する緊急応急工事に関する協定書

山形県知事 吉村 美栄子（以下「甲」という。）と山形県森林土木建設業協会 会長 永井 敏行（以下「乙」という。）とは、災害発生時における治山施設等及び県管理林道等の緊急応急工事の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、地すべりや大雨等の異常な天然現象及び予期せぬ事故の発生により、甲が管理する治山施設等（地すべり防止区域（林野庁所管）の施設を含む。）及び県管理林道施設に被害が発生した場合等に備え、山形県森林土木建設業協会の会員（以下「会員」という）は必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を事前に確保し、甲の要請により緊急に応急工事を実施できる体制を整備することによって、速やかな緊急応急工事の着手が可能となり、被害の拡大を最小限に止めるとともに、二次災害の発生を防止し、以って地域社会への貢献を図ることを目的とする。

（対象施設等）

第 2 条 業務の対象は、県が管理する治山施設、別表 1 に掲げる地すべり防止区域（林野庁所管）、及び別表 2 に掲げる県管理林道施設等とする。

ただし、別表 1、2 以外の施設等においても、甲乙協議のうえ、緊急に対応が必要と判断した場合は、対象施設とすることができるものとする。

（業務の実施）

第 3 条 甲は、対象施設等が被災し、又は被災のおそれがあり、放置することにより重大な二次災害や増破を招くと判断した場合は、緊急避難措置として現地調査、工法検討並びに緊急応急工事（以下「緊急応急工事等」という。）を実施することとし、乙に、出動を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から出動の要請があったときは、速やかに会員の中から緊急応急工事等が実施できる会員を選定し、甲に報告する。

3 甲は、乙の選定した会員に対し緊急応急工事等の内容を指示するものとする。

（業務の実施体制の報告）

第 4 条 乙は、会員名簿及び緊急応急工事等に対応した事務フロー図を当該年度の 4 月 1 日までに甲に提出するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時は、速やかに甲に提出するものとする。

（契約の締結）

第 5 条 甲が第 3 条第 1 項の緊急応急工事等を実施するために、乙に出動を要請した場合のうち、緊急応急工事等の実施が必要と判断した場合、甲は、同条第 2 項に基づき、乙が選定した会員と遅滞なく契約を締結するものとする。

（費用）

第 6 条 乙の選定した会員が当該協定に基づき出動した場合のうち、現地調査、工法検討に要した費用は乙の負担、緊急応急工事に要した費用は甲の負担とする。

（損害の負担）

第 7 条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、期間満了 1 ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に 1 年間延長することとし、以後もこれによるものとする。

（その他）

第 9 条 この協定に定められない事項、又は、この協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各 1 通保有するものとする。

令和元年 12 月 12 日

甲：山形県知事 吉村 美栄子



乙：山形県森林土木建設業協会  
会長 永井 敏行



## 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣 旨)

第 1 条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における木造応急仮設住宅（以下、「住宅」という）の建設に関して、山形県（以下、「甲」という。）が、一般社団法人全国木造建設事業協会（以下、「乙」という。）に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第 2 条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項第 1 号に定める応急仮設住宅をいう。

### (要請の手続き)

第 3 条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日およびその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

### (協力)

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

### (住宅建設)

第 5 条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。以下、同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第 6 条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第 7 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部建築住宅課、乙においては、一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会とする。

(報 告)

第 8 条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年 1 回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第 9 条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

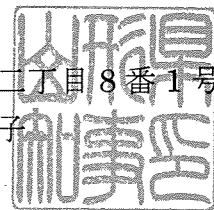
(適 用)

第 11 条 この協定は平成 29 年 9 月 1 日から適用する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 9 月 1 日

甲 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県知事 吉村美栄子



乙 東京都中央区八丁堀三丁目 4 番 10 号  
一般社団法人全国木造建設事業協会  
代表者 理事長 青木宏之



## 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、山形県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援を円滑に行うため、次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

### （住宅相談窓口の開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

### （職員の派遣）

第3条 乙は、前条第1項の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条第1項の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣するものとする。

### （住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

### （周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

### （施策実施上の課題等の調整）

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

### （連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

### （協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

### （適用）

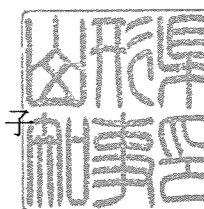
第9条 この協定は、平成28年4月1日から適用する。

2 山形県知事と住宅金融公庫東北支店長との間で締結した平成17年9月15日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は、本協定の締結に伴い、廃止する。

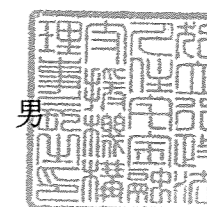
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 山形県  
山形県知事 吉村美栄子



乙 独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 加藤利男



## 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣 旨)

第 1 条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における木造応急仮設住宅（以下、「住宅」という）の建設に関して、山形県（以下、「甲」という。）が、一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下、「乙」という。）に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第 2 条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項第 1 号に定める応急仮設住宅をいう。

### (要請の手続き)

第 3 条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日およびその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

### (協力)

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

### (住宅建設)

第 5 条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。以下、同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第 6 条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第 7 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部建築住宅課、乙においては、一般社団法人日本木造住宅産業協会東北支部とする。

### (報 告)

第 8 条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年 1 回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

### (会員名簿の提供)

第 9 条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

### (協 議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

### (適 用)

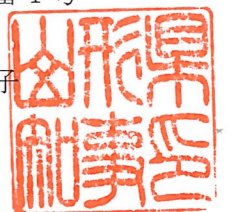
第 11 条 この協定は平成 30 年 12 月 3 日から適用する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 30 年 12 月 3 日

甲 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県知事 吉村 美栄子



乙 東京都港区六本木一丁目 7 番 27 号  
一般社団法人日本木造住宅産業協会

会 長 市川 晃



## 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅の建設に関して、山形県（以下、「甲」という。）が、一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下、「乙」という。）に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において、「応急仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に定める応急仮設住宅（以下、「住宅」という。）をいい、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

### (要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日およびその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、前記文書を事後速やかに乙に提出しなければならない。

### (協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。以下、同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部建築住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

### (報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

### (会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

### (協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

### (適 用)

第11条 この協定は令和5年8月1日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月1日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子



乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号

一般社団法人日本ムービングハウス協会  
代表理事 佐々木 信博



## 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、山形県知事（以下「知事」という。）が、山形県建設労働組合連合会（以下「建設労組」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において、「応急修理」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に定める住宅の応急修理をいう。

### (応急修理業者名簿の提供)

第3条 建設労組は、この協定に係る業務担当者名簿及び乙の会員（応急修理を行うことができる者に限る。以下「応急修理業者」という。）の名簿を毎年6月末までに知事に提供するものとする。

2 前項の名簿に掲載されることを承諾した応急修理業者は、第6条の規定に基づく知事（災害救助法第13条の規定に基づき、知事が応急修理を市町村の長に委任した場合は、当該市町村の長。以下次条から第7条まで同じ。）の指示に従うことに同意したものとみなす。

### (協力要請の手続き)

第4条 知事は、応急修理に関して建設労組に協力を要請しようとするときは、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を記載した文書をもって建設労組に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、知事は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

### (協力)

第5条 建設労組は、前条の要請があったときは、可能な限り知事に協力するものとする。

### (応急修理)

第6条 知事は、応急修理業者に対し、修理の程度、方法及び期間を指示するものとする。

### (費用の負担)

第7条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（平成25年10月1日内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める限度額の範囲内に限る。）は、知事が負担するものとする。

### (連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、知事においては山形県県土整備部建築住宅課、建設労組においては山形県建設労働組合連合会事務局とする。

### (協 議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、知事と建設労組で協議の上、定めるものとする。

### (適 用)

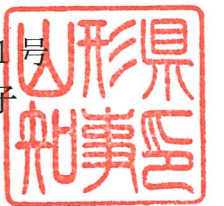
第10条 この協定は令和2年4月1日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、知事、建設労組で記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月26日

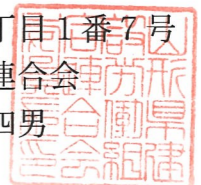
知事

山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



建設労組

山形県山形市北町三丁目1番2号  
山形県建設労働組合連合会  
委員長 佐藤 四男





## 被災建築物応急危険度判定業務に係る協定書

(趣旨)

第8条 この協定は、令和3年7月1日から適用する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県被災建築物応急危険度判定要綱（平成10年3月制定）に基づき被災建築物の応急危険度判定業務の協力について、山形県（以下「県」という。）と一般社団法人山形県建築協会（以下「協会」という。）において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）  
余震等による被災建築物の倒壊や部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の際の危険の程度の判定及び表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士

山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（平成10年3月制定）に基づき、知事の認定を受けボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

三 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、関係機関と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属するものをいう。

(応急危険度判定士養成への協力)

第3条 協会は、会員に対し、県が開催する応急危険度判定士養成講習会への参加を呼びかけるものとする。

(名簿の作成)

第4条 県は、応急危険度判定士名簿及び応急危険度判定コーディネーター名簿を作成し、協会に通知するものとする。

(判定活動への協力)

第5条 協会は、県から判定活動の協力要請を受けたときは、会員企業に対し応急危険度判定士の参加を要請する。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては山形県国土整備部建築住宅課とし、協会においては一般社団法人山形県建築協会事務局とする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度県と協会で協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、県、協会で記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和3年7月1日

県

山形市松波二丁目8番1号



山形県知事 吉村 美栄子

協会

山形市城北町一丁目12番26号

一般社団法人山形県建築協会



会長 市村 清勝

## 災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定書

山形県警察（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警察活動に必要な災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対する災害応急対策業務の支援要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （支援の要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務を行う上で必要があるときは、乙に対し、次に掲げる事項について、支援を要請することができる。

(1) 災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う障害物の除去作業

(2) その他甲が必要と認める作業

2 前項の規定による要請は、乙に対し、「災害応急対策業務支援要請書」（別記様式第1号）（以下「要請書」という。）を交付することにより行うものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請することができる。

3 前項ただし書の規定により要請した場合、甲は、事後速やかに要請書を乙に交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り優先して災害応急対策業務の支援に努めるものとする。

2 乙の会員（以下「協会員」という。）は、支援に当たっては、甲の現場責任者の指示を受けるものとする。

3 乙は、災害応急対策業務の支援が終了した後、速やかに「災害応急対策業務支援結果連絡書」（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

### （情報の提供）

第4条 甲は、協会員が円滑に協力できるように、乙及び協会員に被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び協会員は、前条の業務を行うに当たり、必要な情報を甲に求めることができるものとする。

### （連絡責任者）

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の支援要請に基づき実施した作業に要した費用は、甲の負担とし、その価格は災害時の直前における通常価格を基準にして、甲と乙が協議の上、決定するものとする。ただし、当該費用を負担すべき甲以外の者がある場合は、この限りではない。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、甲から防災訓練等への参加について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月26日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部長

一瀬 圭



乙 山形市久保田二丁目1番47号

一般社団法人山形県解体工事業協会

代表理事

井上 尚



年 月 日

山形県解体工事業協会会長 殿

山形県警察本部長

災害応急対策業務支援要請書

次のとおり災害応急対策業務の支援を要請します。

災害の状況 及び業務内容			
支援を必要 とする建設 資機材及び 労力	車 種	台 数	人 員
支 援 先			
支 援 期 間			
現 場 責 任 者			
そ の 他			
要 請 者			
	TEL	FAX	

年 月 日

山形県警察本部長 殿

山形県解体工事業協会会長

災害応急対策業務支援結果連絡書

次のとおり災害応急対策業務の支援結果を連絡します。

業務に従事した事業者名			
支援を実施した建設資機材及び労力	車 種	台 数	人 員
業務従事内容			
従 事 先			
従 事 期 間			
現場責任者			
そ の 他			
担 当 者			
	TEL	FAX	

災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の応急復旧資材の供給等に関する協定

山形県企業局（以下「甲」という。）と日本水道鋼管協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害その他の異常な自然現象及び水道災害により、甲の所管する水道施設及び工業用水道施設の管路（以下「管理施設等」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧資材の供給及び技術指導・助言（以下「応急復旧資材の供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時の乙による応急復旧資材の供給等に関して基本的事項を定め、応急復旧資材の優先的な供給を受けることにより、災害時における管理施設等の早期復旧を行うことを目的とする。

（支援の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲の管理施設等において発生した被災箇所とする。

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対し、次のとおり応急復旧資材の供給等を要請することができる。

- (1) 被災した管理施設等の復旧のために必要な資材の優先的な手配
  - (2) 応急復旧に際しての施工方法に関する技術指導及び本復旧実施のための設計に関する助言
- 2 甲は、前項の応急復旧資材の供給等を乙に要請するときは、被災概要及び要請内容を明らかにした書面（様式1）を乙に提示することにより行うものとする。ただし、緊急時で前述の対応により難しいときは、電話等で要請できるものとし、この場合は、後日速やかに提出するものとする。
- 3 乙は、前1項に基づき甲から応急復旧資材の供給等を要請された場合、特段の理由がない限り、甲の要請に応じるものとする。

（実施体制）

第4条 乙は、この協定締結後速やかに、乙の連絡体制を確立し必要事項を書面（様式2）により甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に係る事項に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より第3条1項に係る要請を受けた場合、応急復旧資材の供給等が可能な乙の会員を書面（様式3）により甲に報告するものとする。ただし、緊急時で前述の対応により難しいときは、電話等で報告できるものとし、この場合は、後日速やかに提出するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第3条1項に基づき乙に応急復旧資材の供給等を要請し、乙の会員に出動を要請したときは、乙の会員と遅滞なく応急復旧資材の供給等に係る随意契約を締結するものとする。

（費用）

第7条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した応急復旧資材の供給等に係る費用は甲の負担とし、甲の負担額については、山形県企業局水道工事標準積算資料、山形県県土整備部設計単価決定要領に基づき算定するものとする。これにより難しい場合は、甲と第6条1項で契約を締結した乙の会員と協議のうえ定めるものとする。なお、第4条に定める連絡体制等の維持に係る費用は乙の負担とする。

（協定期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙の一方又は双方から申し出がない場合、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとし、以降もまた同様とする。

（損害の補償）

第9条 応急復旧資材の供給等に伴い、甲及び乙双方の責に帰さない事由により、第三者に損害を及ぼした場合、その措置については、甲乙協議して決定するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 3月11日

甲 山形県企業管理者 高橋 広樹



乙 日本水道鋼管協会 四方 淳

